

### A 入会申込書(郵送・FAX用)

「該当するもの」に☑ **注意** D→1、P→2、G→3、S→4、B→5に置き換えてご記入ください

新規お申込  
 更新:前年度(2015年度)会員No. --

※昨年(2015)度の会員では無かった方は「新規申込み」をお選びください。  
 更新の場合もご記入ください

個人会員	フリガナ	1 男	生年月日
	氏名	2 女	明・大・昭・平 年 月 日
法人会員	フリガナ	フリガナ	代表者名
	会社名		代表者役職
共通記入項目	住所 〒		
	電話番号(携帯番号)		
	メールアドレス		
	FAX		

※マンション・アパートの場合は名称・号棟・室番号まで省略せずにご記入ください。

お申込みの会員カテゴリー (ダイヤモンド会員のみ複数口の申込が可能)

**ダイヤモンド** 100,000円×( )口  
 **プラチナ** 50,000円  
 **ゴールド** 30,000円  
 **シルバー** 10,000円  
 **ブロンズ** 3,000円

入会理由・後援会のことを知ったきっかけなど

領収書(希望の方のみご記入ください)

領収書宛名

### B 振込領収書を☐内に貼付けてください。

「振込領収書」貼付け欄

年会費の振り込み口座は以下のいずれかの金融機関よりお振込みください。  
 恐れ入りますが、振込手数料はご本人様負担となります。振込後発行されます振込領収書をこちらに貼り付けたのち、ファックスまたは郵送にてFC町田ゼルビア後援会事務局にお送りください。

(1) 銀行ATMまたは銀行のネットバンキングから振込をする場合

金融機関名	町田市農業協同組合	ゆうちょ銀行
支店名	鶴川支店	〇一九店
預金種別	普通	当座
口座記号・番号	0036607	0586558
口座名義カナ	エフシーマチャダゼルビアコウエンカイ	

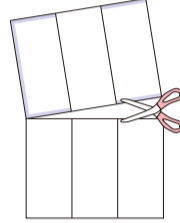
(2) 郵便局(ゆうちょ銀行)ATMまたはゆうちょ銀行ネットバンキング(ゆうちょダイレクト)から振込をする場合

金融機関名	ゆうちょ銀行
口座記号・番号	00140-3-586558
口座名義カナ	エフシーマチャダゼルビアコウエンカイ

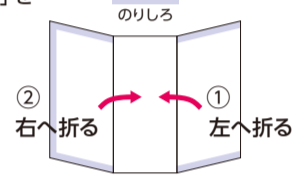
※ご記入いただいた個人情報(後援会活動のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。)

### a 封書の作り方

① 必要事項を記入後、キリトリ線に沿って入会申込書を切り取ってください。



② 3ツ折りにして上下と左の「のりしろ」を①②の順に貼り合わせてください。  
 ※ご記入や捺印にお間違いがないかご確認ください。  
 ※右図、のりしろ部分を必ずのり付けしてください。



③ 三面が開かないことを確認し、ポストにご投函ください。  
 ※切手は不要です。



登録に関してご記入いただくお客様の個人情報は、会員特典、後援会、FC町田ゼルビア後援会からのご案内発送や会員情報の分析・統計を目的に使用し、その他の目的には使用してはなりません。FC町田ゼルビア後援会が管理し、お客様の同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提出することはありません。

### 年会費の自動払込をご希望の方 (ゆうちょ銀行に限る)

### C ゆうちょ銀行・郵便局 金融機関控 自動払込利用申込書(㊤㊦)

払込日 10日(再払込日:25日) 休業日の場合はその翌営業日

口座名義人  
フリガナ

種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右からつめてご記入ください)
166331		0※	
払込先口座番号	00140-3-586558		
払込先加入者名	FC町田ゼルビア後援会		

お届付け印

銀行ご担当者 殿

自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○をつけてご返却ください。

1、記号番号相違 2、氏名相違 3、印鑑相違  
 4、口座なし 5、その他( )

【不備返送先】  
 194-8790  
 東京都町田市森野 1-34-10 UMC 内  
 FC 町田ゼルビア後援会受付センター 行

### 支払方法 ① 銀行振込でお支払い 上記申込書のAとBを使用します

- ① 申込書Aに必要事項を記入  
 ② 申込書Bの指定銀行口座へ年会費をお振込後、振込領収書を「振込領収書貼付け欄」に貼り付け  
 ③ 上記申込み用紙を「FC町田ゼルビア後援会」宛に、FAXまたは郵送  
 [FAXの場合]020-4664-2919  
 [郵送の場合] aの「封筒の作り方」を参照し、封筒を作成後、ポストに投函(切手不要)

### 支払方法 ② クレジットカードでお支払い インターネットよりお申込みください

支払方法 ③ コンビニでお支払い 「FC町田ゼルビア後援会」ホームページトップ「入会案内」ボタンよりお申込みください。  
<http://fcmz-kouenkai.jp/> FC町田ゼルビア後援会 検索

### 支払方法 ④ 自動払込でお支払い 上記申込書のAとCを使用します

毎年の会員更新手続きが不要で大変便利です!  
 更新の際、会員カテゴリーに変更が無い場合は、次年度の会員更新手続きが自動的に行われます。お申し込み書の記入と会員費払込の手間が省け、お申込み忘れもなく安心です。

① 申込書A・Cに必要事項を記入し、押捺(お忘れなく!!)  
 ② 上記申込み用紙を「FC町田ゼルビア後援会」宛に、郵送  
 ③ aの「封筒の作り方」を参照し、封筒を作成後、ポストに投函(切手不要)

### 支払方法 ⑤ Loppiでお支払い ローソン、ミニストップの端末機器 [Loppi]でお申込み、レジでお支払い

支払方法 ⑥ ローチケでお支払い 多彩な支払い方法が選べます  
 クレジットカード決済やPay-easy(ペイジー)、ちょコム、ローソン・ミニストップ店頭決済、郵便振込ほか。お申込み詳細は、<http://l-tike.com/>

## 会 則

第1条(名称) 本会は、FC町田ゼルビア後援会と称する。

第2条(事務所) 本会の事務所を町田市原町田4丁目10番20号 ぼっほ町田内におく。

第3条(目的) 本会は、市民クラブ「FC町田ゼルビア」の後援活動を通して、町田市におけるスポーツ振興、経済振興、地域振興、および健全なる次世代の育成をはかることを目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
 (1) FC町田ゼルビアの活動に対する後援事業  
 (2) 町田市におけるスポーツ振興事業  
 (3) 町田市の経済振興、地域振興に繋がる事業  
 (4) 次世代育成に繋がる事業  
 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条(会員) 1 本会の会員は、会の目的に賛同する個人、個人事業者または法人もしくは団体とする。  
 2 会員の二重登録は認めないものとする。

第6条(年会費) 1 会員のランクにより年会費は、以下の通りとする。

会員名称	年会費
ダイヤモンド会員	100,000円以上
プラチナ会員	50,000円
ゴールド会員	30,000円
シルバー会員	10,000円
ブロンズ会員	3,000円

2 入金された年会費は、いかなる場合においても返却しないものとする。  
 3 年会費納入後のランクの変更は認めないものとする。

第7条(会員の資格と有効期間) 1 会員は、所定の年会費を納入し入会することができる。  
 2 会員の資格を取得した者の有効期間は、当該年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間とする。ただし、2月2日以

降に入会する者は、入会日から翌年1月31日まで会員資格があるものとする。  
 3 会員は、有効期間内であっても、次のいずれかに該当したときは、会員の資格が失効するものとする。  
 (ア) 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合  
 (イ) 本会が会員として適格でないと思えた場合

第8条(退会) 1 本会を有効期間内に退会しようとする場合は、本会所定の方法により届け出るものとする。  
 2 会員が退会した場合、または会員資格を失効した場合、すでに納入した年会費等については返却しないものとする。

第9条(会員特典) 会員は、次の特典を受けることができる。  
 (1) 会員証の発行  
 (2) 後援会会報等の情報提供  
 (3) 後援会主催事業等への参加権  
 (4) 各種イベント招待  
 (5) その他、入会申込書等に掲載された当該シーズンの特典

第10条(会員証) 1 本会は、会員に対し本会の会員証を発行するものとする。  
 2 会員証は、毎年発行するものとする。ただし、本会が必要と認めたときは、既に発行した会員証に更新の表示をするものとする。  
 3 会員証は、会員本人のみ利用するものとする。  
 4 会員は、会員証を他人に譲渡、貸与してはならないものとする。  
 5 会員証を紛失した場合は、会員が本会所定の手数料を負担し、再発行するものとする。  
 6 会員が年度内に退会した場合、本会に会員証を事務局宛に返却するものとする。

第11条(名誉会長および名誉会員) 1 名誉会長は、町田市長とする。  
 2 名誉会員は、町田に関係する公人や町・東京都・町田市に設置された議会の議決に加わる資格を有する者、または町田に関係する団体の代表者及びその役員、資格に準ずる者とし、選

出された事由に変更があった場合は速やかに役員会に報告することとする。  
 3 その他、役員会の推薦により名誉会員を選出することができる。

第12条(役員) 本会に次の役員を置く。  
 会長 1名 副会長2名 監査役1名

第13条(会長・副会長) 1 会長は、町田商工会議所会頭とする。  
 2 副会長は、一般社団法人町田サッカー協会理事長および、社団法人町田青年会議所理事長とする。

第14条(監査役) 1 監査役は、総会において選任する。  
 2 監査役の任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条(役員の仕事) 1 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。  
 2 監査役は、事業および会計を監査する。

第16条(事務局次長および事務局長) 1 本会は事業を円滑に遂行するため、事務局長および事務局次長を置く。  
 2 事務局長および事務局次長は、役員会にて選任する。

第17条(会議の種類) 本会の会議は、総会、役員会とする。

第18条(総会) 1 総会は会員をもって構成し、議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。  
 2 総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議し、決定する。  
 (1) 会則に関する事項。  
 (2) 役員及びその他人の選任に関する事項。  
 (3) 収支予算及び年間事業計画に関する事項。  
 (4) 事業報告及び決算に関する事項。  
 (5) その他会長が必要と認める事項。  
 (6) 会長は、必要に応じて会員を招集し、臨時総会を開催することができる。  
 (7) 議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

第19条(役員会) 1 役員会は役員及び事務局次長、事務局次長をもって構成し、議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。  
 2 役員会は年1回以上会長が招集し、会長の選出・会則に関する事項・年間事業計画・予算及び決算、その他総会において議決を要する事項を審議し、決定する。  
 3 役員会は事務局次長および事務局次長の選出を行う。  
 4 議事については出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
 5 臨時役員会は会長が必要の都度招集し、重要事項を審議する。

第20条(本部および委員会の設置) 1 本会に本部および委員会を設置することができる。  
 2 本部および委員会運営メンバーは、本会の会員でなければならない。  
 3 本部は、本部長1名、副本部長若干名、運営メンバー若干名とし、役員会を経て承認される。  
 4 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、運営メンバー若干名とし、本部が選出できる。

第21条(支部及び地区の設置) 1 本会は町田市内の商店会に支部組織を設けることができる。  
 2 本会は町田市内の学区単位で地区組織を設けることができる。  
 3 支部の役員は支部長1名、副支部長若干名とし、役員は各支部内で選出し、役員会で承認を得ることとする。  
 4 地区の役員は地区長1名、副支部長若干名とし、役員は各地区内で選出し、役員会で承認を得ることとする。

第22条(会計) 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。

第23条(細則) この会則に定めるもののほか必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

第24条(施行) 本会則は2013年12月18日より施行する。